

広島県告示第千七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
新宮神社地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	新宮一丁目			四番一	標柱一号
				五番一	標柱二号
				八七番一	標柱三号
				九一番一地先里道敷	標柱四号
				八四番	標柱五号